**◎教育給付金給付額確認フローチャート（専攻科）◎**

　　　　　　　　　※７月１日時点で認定を行う場合

令和７年７月１日時点の世帯構成員の状況によって給付額が異なります。以下のフローチャートに沿ってご確認ください。

該当しません。

いいえ

お子様は平成２６年度以降に高等学校等に入学しましたか？

はい

いいえ

該当しません。

お子様は７月１日時点、高等学校等に在籍していますか？

はい

いいえ

保護者等の居住地の都道府県にお尋ねください。

保護者等の居住地は岡山県ですか？

はい

生活保護（生業扶助）を受給していますか？

または、保護者等全員の「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額」が非課税ですか？

いいえ

保護者等全員の「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額」の合計が105,500円未満ですか？

は

い

いいえ

は

い

保護者等全員の「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額」の合計が264,500円未満で、かつ扶養する子が３人以上いますか？

該当しません。

は

い

いいえ

「教育給付金」を受給することができます。

（世帯種別③）

給付額（年額）

１０，１００円

「教育給付金」を受給することができます。

（世帯種別②）

給付額（年額）

１０，１００円

「教育給付金」を受給することができます。

（世帯種別①）

給付額（年額）

５０，５００円